

1 総則

(1) 件名

南長浜地域活性化ワーケーション推進支援事業業務委託

(2) 業務目的

南長浜（「南長浜まちづくりビジョン for2050」に定義する南長浜地域を指す。）の地域資源を活かし、観光・働く環境・地域交流を融合させることで、関係人口の拡大と地域活性化、定住・再訪促進につなげることを目的とする。

2 業務概要

1. 業務の内容

業務の目的を達成するため、以下の内容に沿った事業を実施すること。

(ア) 基本方針

- 「観光」「働く環境」「地域交流」を組み合わせることで、参加者にはリフレッシュと生産性向上を、企業にはチームビルディングと共創体験を、地域には関係人口の増加と観光消費の拡大をもたらす持続的なモデルを構築すること。
- 「南長浜まちづくりビジョン for2050」における内外交流ゾーン・地域共生コミュニティゾーン・地域ネットワークコミュニティゾーン・リラックスパークゾーンを主眼とした各ゾーンの活性化・交流機会・関係人口の創出を図ること。
- 地元事業者と参加者との接点を作り、地域課題の解決や新規ビジネス創出のきっかけを提供すること。
- 長浜バイオ大学の施設、学生の参加、地域連携・産官学連携室等を活用し、学術拠点と参加者の関係構築を図ること。

(イ) 開催方法

- 3泊4日以上行程とすること。
- 地域企業・団体・住民等との座談会、ワークショップを組み込むこと。
- 座談会、ワークショップは1回以上南長浜地域で開催すること。
- 本市特有の歴史、自然、および食文化を効果的に組み合わせ、参加者の心身の充足と地域理解を深める一連のプログラムを企画・実施すること。
- 本業務の完了後も参加者と本市とのつながりが継続し、自走的なコミュニティへと発展するための施策を講じること。

(ウ) 期間・開催時期（目安）

- 業務期間：契約締結日の翌日から令和8年12月31日まで。
- ワーケーションプログラムは令和8年10月末までに実施すること。

(エ) 参加者数

- 概ね20名程度とする。

(オ) その他

- 次の事項を受託者で実施すること。
 - ① 企業選定及び参加者募集
 1. 事業参加者の募集及び必要な広報物の作成
 2. 事業参加者の応募条件は、長浜市と協議の上設定すること。
 - ② 企業及び参加者へのアンケート及び分析
 - ・アンケート項目については本市と受託者で協議して決定する。

- ③ ワークーションを実施した後、参加者の意見を取り入れたワークーションモデルプランを作成すること。
- ④ その他本事業の実施に必要な事項に関すること。

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年12月31日まで

3 成果物

業務が完了した際は、契約期間内に事業報告書、アンケート分析データ、ワークーションモデルプランを格納した電子媒体を提出するものとする。

4 成果物の帰属

- ・本業務の遂行に伴い受託者が作成した事業報告書、アンケート分析データ等の成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、本市に帰属するものとする
- ・前項の規定にかかわらず、本事業を通じて参加者や地域企業が独自に考案したビジネスアイデア、ノウハウ、発明、考案、意匠、商標等に関する知的財産権については、当該権利を生み出した者に帰属するものとし、本市はその権利を妨げない。
- ・本市は、本事業の成果の公表、広報、展示または地域活性化に向けた施策の検討等の目的の範囲内において、前項の知的財産権を無償で利用できるものとする。

5 再委託の制限について

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを本市に提出するものとする。

6 支払い

委託料の支払については、業務の完了をもって行う。

7 留意事項

(1) 実施体制

本業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。

長浜市からの問合せ等に対応できるように、契約締結後は、速やかに連絡体制を報告すること。

(2) 仕様変更

契約締結後、新たに確認又は発生した業務については、長浜市と受託者が協議を行い、誠意を持って対応すること。

(3) 秘密の保持等

- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間の終了又は解除後も同様とする。
- ・本業務の中で作成された資料等については長浜市に帰属するものとする。
- ・業務の遂行のために長浜市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。
- ・受託者は、業務の処理を他者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により長浜市の承諾を得たときはこの限りでない。

(4) 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約の終了事由のいかんを問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は長浜市の指示のもと、本業務終了日までに長浜市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、事務引継ぎを行うこと。

(5) 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、長浜市と受託者が誠意をもって協議を行い、これの解決を図ること。